

包括的地域連携（地方創生）に関する協定書

越前市と東京海上日動火災保険株式会社は、地域の発展を目的に、「ひとづくり、ものづくり、まちづくり」の分野において長期的視点に立ち、相互の資源を有効に活用し、綿密な相互連携と協働による活動を推進し、地域の課題解決を図るため、次のとおり包括的地域連携（地方創生）に関する協定を締結する。

1 連携の項目は次のとおりとし、その形式、具体的内容などは別途協議する。なお、連携にあたっては保険業法その他法令を遵守する。

- (1) 地域産業の振興と雇用の維持拡大
- (2) 産業振興・中小企業支援による地域経済の活性化
- (3) まちづくりと定住化の推進
- (4) 健康増進・高齢者支援・子育て支援と次世代の人材育成
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項

2 甲と乙は、本協定に基づく連携において他の当事者から提供された情報を上記1に定める目的の範囲内で利用するものとし、他の当事者の事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 他の当事者から提供を受けたときに既に公知となっていたもの、または他の当事者からの提供後、自らの故意または過失によらずして公知となったもの
- (2) 他の当事者から提供を受けたときに既に保有していたもの、または他の当事者から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (3) 法令により開示を求められたもの。

3 甲と乙は、本協定が下記5に定める有効期間の満了により効力を失った後も上記2による情報保持の義務を負う。

4 本協定に定めるもののほか、連携に関し必要な事項は、甲と乙が協議して決定する。
また、上記1に定める項目の実施にあたり、甲および乙はそれぞれが関係を有す関連団体、グループ会社、代理店等を事前の協議により必要に応じて参画させることができるものとする。

5 本協定の有効期限は、締結日から2年間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに甲乙いずれからも異議の申し立てがない場合は、さらに2年間自動更新するものとし、その後も同様とする。

6 本協定の成立を証するため、甲および乙は各自記名の上、各々1通を保持する。

平成31年2月15日

越前市長

東京海上日動火災保険株式会社
福井支店長